



令和4年度の実施に向け、「家庭ごみ有料化及び戸別収集導入に向けた基本方針」を策定しました。

基本方針の詳細については、市政情報コーナー、ごみ対策課窓口または、市ホームページでご確認いただけます。

家庭ごみ有料化及び戸別収集の目的

市では、令和4年度に家庭ごみの有料化及び戸別収集の導入を目指しており、その円滑な推進に向け、基本的な考え方や導入の目的を示した「家庭ごみ有料化及び戸別収集導入に向けた基本方針」を策定しました。基本方針では、有料化及び戸別収集の目的として、以下の4つを掲げています。

目的①

良好な環境の次世代への継承

良好な環境を次世代に引き継ぎ、将来の負担を軽減するためにも、子供から高齢者まで、ごみを出す一人一人がより一層環境に良いライフスタイルの実現に取り組むことが求められます。



目的②

ごみの減量及び資源化の推進

家庭ごみの有料化及び戸別収集がきっかけとなり、市民のごみに関する意識が高まることで、ごみの減量及び資源化のより一層の推進が期待できます。



目的③

排出量に応じた負担の公平性の確保

家庭ごみの有料化により、排出量に応じた負担となり、公平性が確保され、減量や分別の努力が報われるようになります。



目的④

ごみに対する意識の向上

収集方式を戸別収集に変更し、排出者責任を明確にすることで、これまで以上に自らが排出するごみに責任を持つことができ、ごみの排出マナーの向上及びごみの減量や分別を意識した取組が期待されます。

具体的な実施方法について

有料の対象となる廃棄物の種類や分別方法、手数料の徴収方法・負担金額、収集日の変更など、具体的な実施方法については、「(仮称)家庭ごみ有料化及び戸別収集導入実施計画」を策定し、明らかにしていきます。

実施計画は、パブリックコメント等を通じて市民の皆様の意見を伺いながら策定していきます。

なぜ家庭ごみの有料化・戸別収集を実施するのか？

深刻化する環境問題への対策

現在、地球温暖化による異常気象などの世界規模の環境問題が深刻化しており、国連サミットにおいて採択された、「SDGs（エスディージーズ）」（持続可能な開発目標）では、「**2030年までに廃棄物の発生を大幅に削減する**」ということが掲げられています。

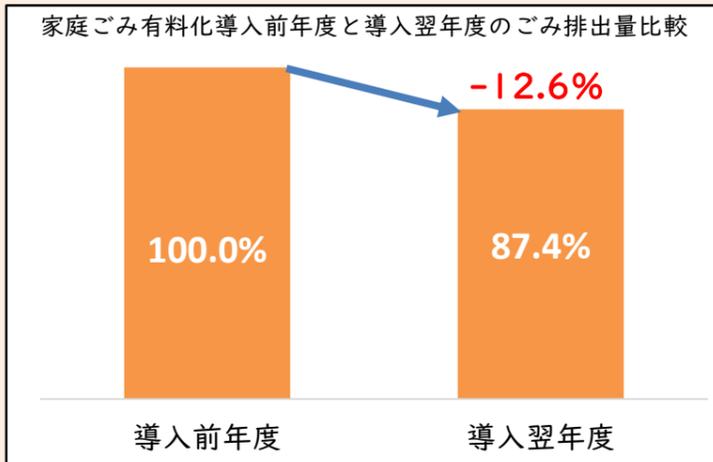
ごみの減量は、国際的にも重要な課題であり、早急に対策をしていく必要があります。



家庭ごみ有料化による減量効果

国や東京都は、家庭ごみ有料化をごみの減量に有効な施策としており、多摩26市では、本市を除く25市が家庭ごみ有料化を実施しています。

また、平成12年度以降に家庭ごみの有料化を行った全国155自治体では、導入翌年度のごみ排出量が導入前年度比で**平均12.6%ごみが減量している**という結果が得られており、家庭ごみ有料化は、ごみの減量に対する大きな効果が期待できます。

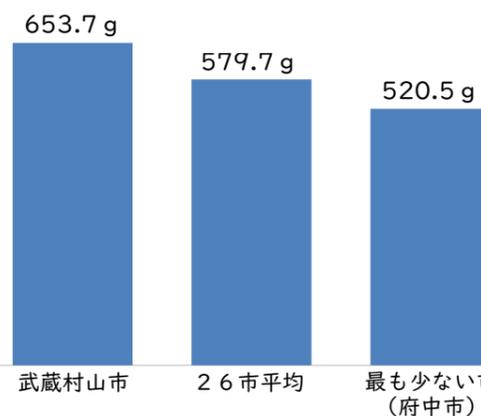


武蔵村山市のごみの現状と主な課題

消費

武蔵村山市のごみの量

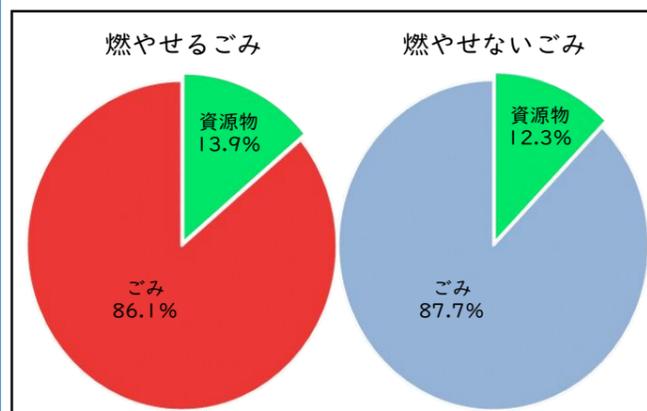
一人一日当たりのごみ収集量（平成30年度）



市民及び事業者の皆様には、ごみ減量にご協力いただいておりますが、本市は**多摩26市の中では、3番目にごみの量が多く**、最も少ない市と比較して市民一人当たり、毎日133.2g、年間で50kg近く、ごみを多く出している状況となります。

分別

分別の徹底



上のグラフは、令和元年度に行った武蔵村山市の家庭ごみの組成分析の結果です。**燃やせるごみの中には13.9%、燃やせないごみの中には12.3%、資源として活用できるものが排出されている**という結果が出ています。

より多くの資源を循環させ、有効活用するために、ごみの分別を徹底する必要があります。

排出・収集

ごみ集積所の課題

現在、本市では、複数の世帯で1か所を集積所としてごみの収集を行っています。市民の皆様から頂くご意見の多くは、集積所に関することであり、主に以下の内容となります。

- 分別ルール、排出日を守らない人がいる
- カラス等の鳥獣や風によりごみが散乱している
- 利用者以外の方が集積所にごみを置いていく

皆様がより快適に生活を送るためにも、ごみを出す一人一人が自ら排出するごみに対し、より一層の責任を持つことが重要です。

中間処理 最終処分

施設の更新

本市のごみの中間処理施設は老朽化が進んでおり、施設の更新が必要です。

施設の更新に当たっては、周辺地域や環境への配慮のため、現在よりもコンパクトな規模を予定しております。

ごみ処理施設の安定した稼働のためにも、ごみの減量を促進していく必要があります。

家庭ごみ有料化及び戸別収集導入の今後について

今後、家庭ごみ有料化及び戸別収集の導入に関して、パブリックコメントのほか、市民説明会の実施を予定しております。開催時期等については、新型コロナウイルス感染の状況を考慮しながら判断してまいります。



有料化及び戸別収集に関する詳細は、こちらの市のホームページからご覧いただけます。

レジ袋有料化

2020年7月1日スタート

レジ袋削減にご協力下さい



レジ袋有料化に関する問い合わせ等



消費者向け

0570-080180



事業者向け

0570-000930



制度概要などの詳細はこちらの経済産業省のホームページをご確認ください。

なぜ、レジ袋有料化をするの？

プラスチックは非常に便利であり、多くの分野で私たちの生活に貢献しています。一方で、プラスチックの使用には、廃棄物・資源制約、海洋プラスチックごみ、地球温暖化などの課題もあります。このため、私たちはプラスチックの過剰な使用を抑制し、賢く利用していく必要があります。このような状況から、国の制度改正により、令和2年（2020年）7月1日より、全国でプラスチック製買物袋（レジ袋）の有料化を行うこととなりました。

使い捨てプラスチックの削減にご協力ください！

レジ袋の有料化をきっかけに、レジ袋だけでなく、その他の使い捨て製品等も本当に必要かを考え、私たちのライフスタイルを見直すきっかけとなる事が期待されています。

皆様も、レジ袋の有料化をきっかけに、「外出時にはマイバッグを携帯する」など、更なるごみ減量にご協力をお願いします。

水曜日の古紙等の収集現場からのお願い

古紙類の出し方について

古紙の回収で資源とならない紙類が多く混入しており、資源化に大きな支障が出ています。

次のものは、紙製であっても、リサイクルができませんので、「古紙等」ではなく、「燃やせるごみ」の日に出していただきますようお願いいたします。

リサイクルできない紙(燃やせるごみ)

①食品等で汚れている紙

(例：ピザなどの紙容器)



②防水加工がされている紙

(例：紙コップ、紙皿、アルミコーティングの紙、カップ麺の容器等)



③使用済みの紙マスク

ティッシュペーパー



右の写真のように、紙パック（牛乳パック等の飲料用の紙製容器）は、フタや飲み口など、一部分がプラスチックでできているものがあります。そのままの状態では、リサイクルをすることができません。必ずプラスチックの部分を取り除いたうえで出してください。

取り除いたプラスチック部分については「容器包装プラスチック・ペットボトル」の日にしてください。



古布類の出し方について

古着やその他の古布類の主な受入れ先となっている海外の輸入国において受入規制が発生しており、濡れてしまった古布類は資源化ができない状況となっています。

古布類を排出する際は、次のことにご協力をお願いします。

- ① 雨の日の排出は控えてください。
(ビニール袋に入れていても、濡れてしまいます)
- ② 保管する際、汚れたり濡れないようにしてください。



市広報キャラクター「Mジロ」



問合せ

協働推進部 ごみ対策課

電話 042-565-1111 (内線 292~294)、電子メール genryo@city.musashimurayama.lg.jp